

著しく短い工期の請負契約は禁止されています！！

新たな担い手確保
魅力ある職場環境
週休2日などWLBの実現
適正な工期による長時間労働の是正

適正な工期設定は担い手確保の第一歩です。
発注者と受注者が連携して実現へ

著しく短い工期の設定はNG

建設業法第19条の5

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

「工期に関する基準」
はこちら



建設業法令遵守ガイドライン(元下間)
はこちら

☎12頁～13頁に注目！



「工期に関する基準」
リーフレットはこちら



適正取引ハンドブック
はこちら

☎4頁に注目！

罰則付き時間外労働規制がR6.4から建設業にも適用

令和6年4月1日以降、「建設業」における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

この上限規制も踏まえた工期設定が求められます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル
建設業に関する様々な相談を受け付ける
総合的な相談窓口

駆け込みホットライン
建設業法違反についての通報窓口

品確法 運用指針、
新労働基準、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL. 0570-004976

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・関係機関休業日)



TEL. 0570-018-240

